Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、最終BEPS レポートを公表 一 保険会社に対する影響

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date

エグゼクティブ・サマリー

2015年10月5日、経済協力開発機構(OECD)は、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画における最終レポートを公表しました。この最終レポートは、2年間にわたるOECDの作業部会、業界団体の代表及びアドバイザーによる議論、及び公開討論の結果まとめたものです。この期間中に、保険業界は保険のビジネスモデル及び価値のドライバー、並びに保険業界においてリスク及び資本が果たす役割に関連する相当な量の情報及び知見を共有してきました。

保険業界の関与はこれで終了するわけではなく、保険会社に関連するいくつかのトピックへの作業は2016年及び2017年にも継続します。その一方で、保険業界は各国政府がOECDの最終的な推奨の導入をどのように決定するかをモニタリングすることが必要となりますが、当該推奨は特定の国・地域において即時に法的な効力を持つ場合もあれば、多国間協定又は新たな国内法により徐々に導入される場合もあります。一部の国・地域は、BEPSプロジェクトの特定の側面に関連する国内アプローチを既に適用しています(英国の迂回利益税など)。保険会社に対する意図せぬ影響があり得るため、これらの既存のルールが最終BEPSレポートとどのような影響があるのかについてモニタリングすることが保険業界にとって重要となります。



最終レポートの多くは予想どおりでしたが、リスク及び非認識 に関する移転価格ガイドラインの改正は、保険業界にとっては 懸念事項となります。実務の立場から見ると、リスク及び機能を 定義する目的として、保険会社は、新たなガイダンスとOECDの 恒久的施設(PE:Permanent Establishment)への利益の帰属 に関する報告書(パートIV「保険」)(OECDパートIV)に示された 既存のガイダンスの両方を適用することが必要となる可能性 があります。また、キャプティブ保険会社は、最終レポートの複 数の箇所で影響がある言及をされており、これが保険業界全体 に適用される可能性があるか否かを理解することが重要となり ます。

本アラートは、OECDの最終BEPSレポートが保険会社にどのよ うな影響を及ぼし得るかを示しています。EYでは、保険グルー プが業務モデル及びグループ内アレンジメントが商業的な合理 性を持ち、かつ、移転価格文書によって適切に裏付けられるよ う、これらを見直すことを強く推奨しており、また、OECD及び各 国政府の政策の決定が保険会社に及ぼし得る影響を把握でき るよう、保険会社がOECDの作業部会及び業界団体に引き続き 関与することを推奨しています。

移転価格の側面 - 行動8-10

行動8-10は、OECDの多国籍企業と税務当局のための移転価 格ガイドラインにおける各部分の重要な改正につながりまし た。改正後のガイドラインは、実際に引き受けたリスク及び果た した機能を含め、関連企業が取引において実際に貢献した内容 が正確に反映された上で、移転価格分析が行われることを目的 としています。改正後のガイドラインは、機能分析の実施に関す る新たなガイダンスを含んでおり、また実際の取引が比較対象 の経済状況下で非関連の当事者間で合意されたならば、「商業 的に不合理(commercially irrational)」とみなされる場合に 幅広く生じる取引の非認識に関連する基準を概説しています。

また、行動8-10に関するOECDの作業は、BEPSプロジェクトの 移転価格の諸要素におけるその他の側面に関連する変更にも つながっています。これには、低付加価値のグループ内サービ スに係る移転価格、クロスボーダーのコモディティ取引におけ る移転価格の諸側面、及び費用分担契約が含まれます。保険業 界は、その規制された性質を考慮して、特にリスク及び非認識 についての行動8-10に関する審議プロセスに深く関与しまし た。そのため、保険業界は、OECDパートIVにおけるリスク及び 資本の配賦に関する既存のガイダンスを認識する必要性を強 調しました。

最終レポートにある脚注が歓迎されていますが、その脚注は 「保険事業」、及び既存のOECDパートIVのガイダンスを考慮 する必要性に言及しています。ただし、このコメントはパート IVを必要に応じて考慮及び参照する必要があるという文脈に

おいて行われているものであり、最終レポートに含まれる改正 後の移転価格ガイドラインがすべての業界に適用されることを 意味しています。したがって、これは保険会社にとってのコンプ ライアンスの負担が高まることを暗示していると解釈すること ができ、税務当局による一貫性のないアプローチにつながる可 能性があります。

また最終レポートは、「金融取引」における独立企業間価格の条 件の判断に係る経済的に関連性のある特徴に関するさらなる 作業が、2016年及び2017年に取り組まれることを明示してい ます。具体的な定義はされていないものの、過去の発表に基づ き、EYはこれには再保険のアレンジメントが含まれると理解し ており、保険業界にとっては、よい動向と考えられます。

商業的又は金銭的関係の識別

従来のガイドライン・ドラフトは、リスクエクスポージャーを生み 出す当事者の行動を管理する安全措置なしに、リスクが引き受 けられるシナリオにおけるモラルハザード上の考慮事項に言及 していました。最終的なガイドラインでは、モラルハザードへの 言及は削除されていますが、リスク統制能力が不足していると、 保険の価格設定に影響を及ぼすため、これはよい結果だと思わ れます。ただしガイダンスは、どのように当事者がリスク管理及 び統制を行うかにより、当事者によるリスクの引受けが決まり、 結果として最も適切な移転価格算定方法が選定されると続け て述べています。この文言は、リスクの引受け及び管理のため の十分な資本及び機能を持つ事業体によってのみ、係るリスク が引き受けられることを規制の枠組みが要求している保険事 業には適していません。

改正後のガイドラインは、リスクの引受け、リスク管理、及びリ スクに関する意思決定が行われる過程において、機能分析をど のように実施すべきかに関する新たな文言を含んでいます。特 に、ある特定のリスクに関連する意思決定機能には、事業にとっ ての予測可能な良い面及び悪い面のリスク結果を評価するた めに必要な情報の、関連分析に基づく当該リスクの理解が含ま れると述べています。ガイダンスは、意思決定者は、関連する情 報へのアクセスを持つ必要があり、例えば取締役会議事録、関 連する文書への署名、及び当該リスクに関連する方針環境設定 の意思決定の結果における単なる形式化は、リスクの統制を証 明するために十分な意思決定機能の履行として適格でないと 述べています。

前述のとおり、リスクを「統制」する能力への言及は、リスクの 統制不足が事業の根幹に関わる問題となる保険会社には適し ていません。保険会社に係るリスクの選定及びリスク管理は、 規制要件により主導される枠組み及び方針によって統制され ています。加えて、保険リスクの引受けには、高いスキルを持 つ引受人及び保険数理人が必要ですが、必ずしも多数の人員 は必要ないことを踏まえると、改正後のガイドラインは保険業 界にとって問題がある可能性があります。さらに、保険業界が 採用する業務モデルは規制当局によって主導されており、伝 播リスクを管理する別のサービス会社の設置などの人員要件 を課す可能性があります。多くの税務当局は、保険業界が事業 を営む方法に精通していない可能性がありますが、国別報告書 (CbCR)の下で今後は人員数の透明性を持つようになります。 したがって保険会社は、自身の業務モデルを裏付けるために バリューチェーン(価値連鎖)を文書化し、かつ機能分析の実施 を確実にする必要があります。

改正後のガイドラインは、ドラフトに含まれていた、保険グルー プ内のグループ内再保険においては、出再者と再保険者の双 方が独立した会社であり、グループの一部ではないかのような 取引の価格設定及び資本の維持を要求する規則の対象に関す る内容を削除しています。これは、基礎となるリスクが第三者的 な性質である場合、グループ内再保険アレンジメントの当事者 が、どのような資本を有しているかについての商業的な実態を この内容が反映していなかったために、保険業界によって提起 された懸念に対応したものです。

非認識

保険業界は、保険契約者を保護するための資本に関する厳格 な規制要件の対象となります。したがって、資本が代替可能で あり、かつ、リスクの集約及び十分なリスクの分散を通じて適切 に合算されていることが極めて重要です。これはグループ内の 再保険を通じて達成することができます。

非認識に関するガイダンスは、取引が独立の当事者間において 見られないという単なる事実があるからといって、これが独立 企業間アレンジメントの特徴を持っていないわけではないと繰 り返し強調しており、グループ内再保険の性質を考慮するとこ れは好ましい修正動向です。しかし、ガイダンスに含まれるキャ プティブ保険の例は、これらの言明と矛盾しているように思わ れます。この例では、洪水の多い地域に立地する製造会社が、 棚卸資産、不動産及び中身の価値の80%に相当する保険料を 対価として、棚卸資産並びに工場及び機械のリスクに関する関 連会社の保険に加入します。請求の実質的な可能性を踏まえ ると、この地域における不動産の保険に係る活発な第三者の市 場はありません。この例は、現地の市場において第三者の保険 を見付けることが不可能であることから、当該取引は商業的に 不合理であると暗示しているように思われます。また、再配置又 は付保しないことのいずれかが、より現実的な選択肢であり得 るかと述べています。

これは、単に同じ取引が独立の当事者間において見られないか らといって、必ずしも非認識は生じないと明確に述べた、先行 する各パラグラフとどのように併存するのかは明確ではありま せん。加えて、ガイダンスは関連する指標として、グループ全体 の税引前利益が悪化するかどうかの検討に言及していますが、

これはこの例では考慮されていないようです。保険業界は、係 るテストは別の法人アプローチと矛盾しており、係るテストの遡 及的な性質は、再保険の文脈における価格設定の将来的な性 質と整合しないという懸念を提起しました。ただし、予測不能な 動向により、実際の事後の収益性が予想された事前の収益性と 異なることは一般的であると認めています。係る相違は、アレン ジメントの事前の価格設定に影響を及ぼす可能性があり、これ はアレンジメントの開始時における価格設定の主導が、予測不 能なリスクである再保険において特に関連性があります。

キャプティブ保険の例に基づき、税務当局がグループ内の再保 険及びキャプティブ保険のアレンジメントを無視するために類 似の議論を適用しようとするリスクがあるように思われます。た だし、過去のフォーラムにおいてOECDは、キャプティブ保険会 社を持つグループと、リスクの移転が通常の取引である保険業 界全体の間の区別を認識していることを示しました。税務当局 は従来より、移転価格に関する一面的なアプローチを適用して きましたが、改正後のガイドラインは二面的なアプローチを目 指しており、非認識の文脈においては税引前利益基準のグルー プ全体にわたるテストが適用されます。係るアプローチが税務 当局によってどのように管理されるか、又は特に業界が循環的 な性質であり、かつ、保険が将来的な基準で価格設定される保 険会社において、多国籍グループが要求されるデータをどのよ うに収集することができるかは明確ではありません。ただし、サ イクル(例えば、経済、景気又は製品のサイクル)の存在が、市 場の比較可能性の判断において識別されるべき経済状況の1 つであると識別しています。にも関わらず、保険グループは二 面的な移転価格アプローチの適用においてさらなる作業を実 施しなければならない可能性があり、これは多数の異なる税務 当局が関わる場合において課題となり得ます。

集合的な労働力

最終レポートは、固有の資格又は経験を持つ集合的な労働力に 関わるシナリオのガイドラインを含んでいます。例えば、集合的 な労働力は、事業再構築又は類似の取引の一環としてある関 連企業から別の企業に移転される可能性があります。

特定の規制制度は、保険グループがその全人員を雇用する別 のサービス会社を設置することを要求する可能性があります。 ガイドラインは、グループのメンバー間における個々の従業員 の移転又は配置転換は、一般的な問題として別個に対価を受け るべきについての提案は意図してはいないと述べています。た だし、一人又は複数の従業員の移転又は配置転換は、事実及び 状況によっては、適切に価格設定されるべき価値あるノウハウ 又はその他何らかの無形資産の移転をもたらす可能性があり ます。

係るガイダンスは、保険リスクの引受けが高いスキルを持つ引受人及び保険数理人(例えば、関連企業の間で活用することのできる特定の価格設定モデル又はソフトウェアについての価値ある知識を有する)を要求する場合における事業再構築を行っている保険グループによって考慮される必要があります。また、保険グループは専門家の知識及び経験豊富な引受人を単一の立地に集めたセンター・オブ・エクセレンス(研究拠点)又は引受センターを持つことができます。保険数理活動は、特に共通の価格設定モデル又はグループの枠組みが存在する場合において、関連企業間で活用されることの多い機能となります。

グループシナジー

最終レポートは、例えばグループが購買を単一のグループ会社に集中させている場合やグループ割引について交渉する親会社レベルの集中購買マネジャーが存在する場合におけるグループシナジーに関するガイダンスを含んでいます。ガイダンスは、企業のシナジーは、比較対象の独立企業において一般的でない重要な優位性(さらには負担)をグループのメンバーに提供する「計画的かつ具体的なグループの行動」から生じ得ると述べています。重要なグループシナジーが存在し、「計画的かつ具体的なグループの行動」に帰属させ得る場合、係るシナジーの恩恵はグループのメンバーによってそのシナジーの創造に対する貢献に比例して一般に共有されるべきです。

したがって、保険グループにおけるリスクをプールし、資本の効率性を生み出す機能に価値を帰属させることが、可能であり得ると提案しているように思われます。またガイドラインは、保険グループが単一のグループ会社においてグループ全体にわたる又は包括的な再保険のアレンジメントを調達するシナリオが、これに従う保険料の配賦前に、それぞれの事業体が自身の補償を求める場合との比較において、リスクの集約及び割引を通じた多様な勘定を持つことによるさらに有利な価格の実現という形の恩恵として認識され得ることを暗示しています。

PE認定の人為的回避の防止 - 行動7

行動7では、恒久的施設(PE)について、「契約を締結する」という伝統的な権限を超えて、新たな草案の下においては、ある者が「重要な変更なしに定期的に締結されている契約の締結につながる主要な役割を常に果たしている」状況を含めるよう定義を拡大しています。「予備的かつ補助的」な性質の活動に関連する適用除外は、PEの構成を回避するためには、これらの活動が中核的な事業活動の一部であってはならないとするように修正されています。

加えて、代理人PEの例外である独立代理人については、当該 代理人が代理する外国企業と密接に関連しているとみなされる場合、及び活動がある1つの企業又はある密接に関連する企業を代理してのみ実施される、又はほぼこれを代理してのみ実施される場合には適用されなくなりました。

これらの変更は、保険会社が顧客との契約の交渉を主導する ために現地の営業チームを用いる場合において、複数のPEを 潜在的に構成する可能性があります。ロイズで業務を行う多く の保険グループは、ロイズのシンジケートがその引受けの権限 を委譲することによって、ある国における事業を可能とする力 バーホルダー(保険会社から引受権限を付与された代理人)を 有しています。適用していた規定が適用できなくなった例外規 定があり得るため、PEの定義の変更は、特定のカバーホルダー の活動が追加的なPEを生じさせることを意味している可能性 があります。これは、係るカバーホルダーが報酬を受ける方法 によっては、必ずしも追加的な課税につながるとは限りません が、納税者にとっての追加的なコンプライアンス及び管理の負 担をもたらすことは明らかです。ドラフトに含まれていた保険料 を徴収する保険代理人に関するセクション草案は全体が削除さ れ、保険をその他の種類の事業と異なる方法で取り扱うことは 不適切であろうというOECDによる確認がされました。保険業 界は、保険代理人に係る特定の取扱いについて懸念を表明し ていたため、これは好ましい動向と考えられます。

保険グループは、行動7の最終レポートが海外の国においてさらなるPEを構成するかどうかを判断する検討する必要があります。PEを構成する場合、移転価格の諸原則を用いて、当該PEに帰属可能な利益を決定することが必要となり、加えて、これらの変更を踏まえた業務モデル及びガイドラインを見直し、必要に応じて修正しなければなりません。

PEに関連する利益の帰属に関するさらなるガイダンスは、PEの定義の変更を含む多国間協定に関連して、2016年末以前に公表される予定です。保険業界は、さらなるガイドラインが既存のパートIVのガイドラインと、どのように相互作用するかについて、特に関心を寄せることになるでしょう。

外国子会社合算税制(CFC税制)の強化 一 行動3

最終レポートはキャプティブ保険及び再保険所得に言及し、かつこれらを区別しており、これは公開審議中に提起された過去の懸念の観点から保険業界に歓迎されています。

最終レポートは、BEPSの懸念を生じさせる所得(CFC: Controlled Foreign Companyがキャプティブ保険及び再保険 から稼得した所得を含む)を帰属させるために、CFC税制が用 いることのできるアプローチの一覧を提供しています。最終レ ポートでは、保険所得は3つのケースにおいて懸念を生じさせ る可能性があると述べています。3つのケースとは、CFCが同等 の会社と比べて過大な資本を有している場合、出再者もしくは リスクの所在地がCFCの国・地域外にある場合、又は関連当事 者が支払った保険料を損金算入し保険所得が当該関連当事者 との契約から得られた場合です。ただし、保険グループにおけ る規制対象の事業体が稼得した所得は、リスク及び資本に関す る制限を設けた規制環境により、BEPSの懸念を生じさせない ことがあると述べています。最終レポートにおいて、保険グルー プは、リスク及び資本が自身の事業の中核となるような規制環 境で、事業を営んでいると認識されていることは好ましい結果 と考えられます。

最終レポートは、再保険所得のCFC税制から除外される可能性 のある要因(当該再保険の独立企業間的な性質など)、リスク の分散及び集約により得られる恩恵、グループの経済資本ポジ ション、保険者及び再保険者の規制制度、並びにCFCの人員が 十分な引受けの専門知識を有しているかどうかについて概説 した新たなセクションを含んでいます。ただし、特に異なる国の 規制制度が比較される場合に、これらの要因が実務においてど のように適用されるか、及び行動8-10の下における改正後の 移転価格ガイドラインの観点から見たグループ全体にわたる 資本又は恩恵のテストを理解することは保険業界にとって重要 になります。したがって、保険業界は、潜在的に矛盾したアプロ ーチにつながる可能性のある最終的な行動3の推奨の導入を、 各国政府がどのように決定するかについて注視する必要があり ます。

移転価格文書化及び国別報告書に係る ガイダンス 一 行動13

行動13では、2016年1月1日以降に開始する事業年度から、 マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書(CbCR: County by Country Report)の形による3つの報告要件を導 入しています。

一部の国は、既にCbCRに関連する変更を導入しています。 英国で事業を営む保険グループについて、2015年10月5日 に、HMRC(英国税務当局である歳入関税庁)は、CbCRの英国 における導入に係る専門審議のための規則草案を説明的メモ ランダムと共に公表しました。基本的な法律は既に導入されて いましたが、これにより、OECDがCbCRに関するさらなる作業 を完了し次第、これらの規則の策定が可能となりました。これら の規則は、行動13の規則に従っていますが、同時に報告書の不 提出又は不正確な情報(係る不正確な情報が報告の時点で既 知であったか、もしくは後日発見されたが歳入関税庁に通知さ れなかった場合)に係る罰則制度を導入しています。また、オー ストラリアなどのその他の国も、移転価格文書化及びCbCRの 要件を取り入れることを目的とする措置を導入するための行動 を取っています。

CbCRの定義及び情報要件が保険会社にどのように適用され 得るかに関するガイドラインが限られていることから、保険グル ープはCbCRの課題に直面する可能性があります。保険グルー プがCbCR報告書の目的におけるデータを収集する能力を評 価すること、及びガイダンスの限られている分野へのアプロー チ方法に関するポジションを定めることは極めて重要です。し たがって、保険グループは、予行演習又は類似のデータ収集の 検討を可能な限り早く実施することを推奨します。

不適切な常用での条約の特典付与の防止 一 行動6

行動6のレポートは「最終」と題されていますが、投資ファンドに 固有のさらなるOECDの作業が2016年に予定されており、こ の分野における修正が行われる予定です。

2014年の行動6の草案は、集団投資ビークル(CIV)の潜在的 な条約への適格性に係る懸念への対処が適切であり、OECD の2010年のCIV報告書における結論を反映しているという OECDの見解を再び表明しています。よって、この分野における さらなる作業は実施されないとEYは理解しています。

OECDは、非CIVについて、特定の分野におけるさらなる作業が 要求されていると示しています。

- 非CIV一般: 行動6は、これらのファンドの経済的な重要性を 再び表明し、これらのファンドは適切な場合に条約の特典を 与えられるべきであると述べています。これは、法人税が課 されないビークル(Transparent Vehicles)の条約上のポ ジションを明確化するようなOECDモデル租税条約の改正 を提案している行動2によって裏付けられています。また最 終レポートは、潜在的な「派生的特典」規定を2016年に導 入することを目指しており、これは非居住者によって所有さ れる特定の事業体が、これらの居住者が直接投資した場合 に獲得していたであろう条約の特典を獲得することを認め るものです
- 特典制限(LOB)ルール: 米国は2015年に自身のLOBルー ルに関する公開審議に入っており、OECDは、結果として行 われる2016年に公表される改正が行動6に織り込まれるべ きかどうかを検討する意向です
- REIT: REITに係る条約上の問題に関する過去のOECDの作

業を反映した、REITに係る特定の規定を含めるためのLOB コメンタリーを更新します

年金基金: 条約上の居住者として適格な「認識された年金 基金 | の定義を含めるためのOECDモデル租税条約を更新 します。英国の生命保険及び年金業界は、提案されている 定義が、認識された年金基金の利益のために資金を投資す べく運営される事業体及びアレンジメントを含んでいること に注目するでしょう

ハイブリッド・ミスマッチ 一 行動2

行動2のレポートに含まれる推奨事項は、ルールの運用につい てさらに詳細に説明するための新たなガイドライン及び実務例 を含んでいます。また、資産移転取引、インポーテッド・ミスマッ チ、及びCFC制度の下で所得に含まれる支払いの取扱いに関 するさらなる作業が開始されています。

また、ハイブリッドの商品及び事業体並びに双方居住者事業体 が、租税条約の特典を不当に獲得するためには用いられず、租 税条約が推奨された国内法の改正の適用を妨げないようにす るという行動2の目標のうちの1つを取り上げています。

2014年9月に公表された過去の報告書に沿って、各国はハイ ブリッド・ミスマッチ・ルールが、グループ内のハイブリッド規制資 本の下で生じるミスマッチに適用されるべきかどうかについて の政策を依然として自由に選択できます。ある国が特定のハイ ブリッド規制資本商品に関して、ハイブリッド・ミスマッチを無効 化するルールを適用しないことを選択した場合、その特定の商 品に関して当該ルールを適用すべきかどうかについて、他の国 の政策における選択には影響を及ぼしません。

利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた 税源浸食の制限 - 行動4

期待に沿う形で、行動4の最終レポートは、利子及び利子と経済 的に同等な支払いに係る事業体の純損金算入額を利子・税金・ 減価償却控除前利益(EBITDA)に対する一定の比率以下に制 限する固定比率ルールを推奨しています。推奨されているアプ ローチには、想定される比率の範囲(10%から30%)が含まれて います。

推奨されているアプローチは、固定比率ルールと並行してグル ープ比率ルールを提案しています。これは、純支払利子がある 国の固定比率を上回る事業体が、全世界グループのEBITDAに 対する純支払利子として計算される比率の水準まで利子を損 金算入することを認めるものです。また各国は、二重課税を防 止するため、グループの第三者純支払利子に10%を上限とする 純利子の増額を適用することができます。

さらに、推奨されているアプローチは、各国が固定比率ルール 及びグループ比率ルールをその他の規定により補完すること、 並びにアプローチをその迂回を防止するための標的を絞った ルールにより裏付けることを認めています。

行動4の最終レポートは、保険業界の特定の特徴は、最終レポ 一トに示された固定比率ルール及びグループ比率ルールが、こ のセクターにおける利子に関わるBEPSへの対処において効果 的である可能性が低いことを意味していると認識しています。 特に、規制資本バッファー(債務コンポーネントを含む)を保有 する規制対象事業体、低税率国の仲介事業体を通じてグルー プ内で発行されるルーティング規制資本及び普通債務、並びに 規制の目的上別の資本を必要としない支店に対する過大な利 子の損金算入の割当てが言及されています。加えて、受取利子 は保険会社の所得の主要な部分であるため、EBITDAはこのセ クターのあるグループ全体にわたる経済活動に係る適切な指 標ではないと思われます。よって、標的を絞ったルールを識別 すべく、さらなる作業が2016年の完了を目指して実施される と思われます。

行動4の最終レポートは、各国は保険セクターにおいて事業を 営むグループ内の事業体を固定比率及びグループのルールの 範囲から除外することを検討する可能性があり、その場合には それらの国は係るセクターにおけるBEPSに対処する標的を絞 ったルールを導入すべきであると述べています。ただし行動4 の報告書は、係る除外はキャプティブ保険会社、財務会社、又は 規制の制約がない場合における「疑似銀行業務」、もしくはその 他の金融活動を実施するその他の非規制対象事業体に適用さ れるべきではないと述べています。また、規制対象であるか否 かに関わらず、投資ビークルもいかなる適用除外の範囲にも含 まれません。したがって、これらの事業体はベストプラクティス のアプローチに含まれるルールの対象となるべきであり、一般 に同じサブグループ内に位置する非規制対象業務を持つ保険 グループにおいては、これによりアプローチが異なってくる可 能性があります。また、推奨された利子制限ルールが、将来の 金融危機のリスクを軽減することを目的とする資本規制と対立 したり、その有効性を低めたりしないことは極めて重要である と強調しています。

保険会社への影響

OECDの最終BEPSレポートは、提案されている変更が保険会 社にどのような影響を及ぼし得るかに関する情報を、OECDの 作業部会及び各国政府に提供するにあたって、保険業界が行っ ている取組みの一部を反映していますが、BEPSプロジェクトの 全体的な影響が全面的に理解されるようになるまでの道のり はまだ続きます。保険会社に関連するいくつかのトピックに関 する作業は2016年及び2017年にも継続しますが、その一方 で、保険会社は各国政府がOECDの最終的な推奨の導入をど のように決定するかをモニタリングする必要があります。

保険グループにおいては、早急に以下に取り組むことを強く推 奨します。

- グループ内アレンジメントの移転価格ポジション及びアプ ローチをレビューし、それらが移転価格文書によって適切に 裏付けられるようにする
- グループ内アレンジメントをレビューし、それらに商業的な 合理性があることを確認する。これは資本又は分散の恩恵 の評価を要求する可能性がある
- さらなるPEが構成するかどうか及び結果として生じるコン プライアンスの義務について判断するためのレビューを実 施する

- 業務モデル及び業務ガイドラインをレビューし、必要とされ る場合、直ちに修正する
- CbCR報告において必要なデータを収集するためのCbCR の予行演習又は類似の検討を行う
- 税務リスクを評価するため、ハイブリッドが関わっている場 合又はグループ比率もしくは固定比率ルールの下で利子の 損金算入額が制限される可能性がある場合におけるグルー プ内融資アレンジメントをレビューする

また、OECD及び各国政府が政策の決定が、保険会社に及ぼし 得る影響についての情報を得られるようにするために、保険会 社はOECDの作業部会及び業界グループに引き続き関与する ことを推奨します。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジン にて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござい ます。



@EY_TaxJapan 最新の税務情報を配信しています。

<mark>ニュースレター全般に関するご質問·ご意</mark> 見等がございましたら、下記までお問い 合わせください。

EY税理士法人

ランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリー ダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらし ます。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出してい きます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献 します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もし くは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アン ド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していませ ん。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組 織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワーク を駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わ せて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しく は、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20151119

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありませ ん。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負 いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp